

## 商工業担い手、移住定住者などに補助・助成

### ■ 担い手支援 ■

#### ○ 商工業後継者育成助成金

商工業の活性化を図ることを目的に、商工業の跡継ぎとして就業した後継者本人に助成金を交付します

#### ○ 商工業就労助成金

雇用の促進および雇用機会の増大を図ることを目的に、新規学卒者などで本町に住所を有する事業所に正規職員として就職した方と事業所に助成金を交付します

### ■ 中小企業融資 ■

#### ○ 中小企業特別融資利子補給費補助金（事業主体：商工会）

中小企業特別融資の効果的な運用を図り、企業育成振興と経営の合理化を促進し、既存企業の発展を支援します

※令和5年度から運転資金の借入期間を長く

し、借入割合により運設併用の借入が可能となりました。

融資額 1企業につき

- ・ 運転資金 1,000万円以内
- ・ 設備資金 1,500万円以内
- ・ 短期融資 500万円以内

### ■ 商店街活性化 ■

#### ○ 住環境リフォーム促進事業補助金（事業主体：商工会）

商工業の振興および雇用の安定化を図るため、住宅リフォームなどに対し対象経費の20%分、最大20万円をメロンスタンプ商品券で補助します

#### ○ 店舗出店等支援事業補助金

地域経済の活性化および地域振興に寄与することを目的とし、店舗新築、空き店舗活用により商工業の起業をめざす事業者および第二創業により新たな事業や業種転換を行う事業者に補助します（町内に移住して、起業・第

二創業する場合、最大100万円を加算して補助します）

- ① 起業  
対象経費3分の2、上限300万円（最大）
- ② 第二創業  
対象経費2分の1、上限150万円（最大）

#### ○ 店舗改修事業補助金

店舗のイメージアップと商店街の活性化を図るため、20万円以上の既存の店舗改修に対し、対象経費2分の1、50万円を上限に補助します。また、令和6年度から業務用備品についても補助の対象となりました

### ■ 農商工連携 ■

#### ○ 訓子府町ブランディング支援事業

本町産の農畜産物や特産品のブランディングを推進し、農業者などが生産だけでなく、加工や製造・販売、さらには観光農園や農家レストランなどの6次産業化および農商工連携への取り組みに対して支援します

#### ① 町内畜産物の加工品開発・製造・販売・販路拡大（6次産業化）に取り組む事業

#### ② 新たに観光農園、体験農園、農家レストラン、農家民宿などに取り組む事業

補助率1/2、補助上限額300万円、補助下限額100万円

#### ③ 既存商品のリブランディングに取り組む事業

#### ○ 訓子府町地域経済循環創造事業補助金

国が実施する「ローカル10,000プロジェクト」と連携し、地域資源を生かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者などに対し、その事業化の取り組みを促進し、地域での経済循環を創造するために最大5,000万円の支援をします

※「ローカル10,000プロジェクト」の詳細については右記QRからご覧ください。



■ 問合せ 経済振興室振興係（☎ 33-5008 役場 窓口 13番）

## 中小企業退職金共済制度のお知らせ

### 国の退職金制度です

中小企業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づく社外積み立て型の退職金制度です。中小企業の事業主の相互共済と国の援助によって退職金制度を設け、これにより中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的としています。

中小企業退職金共済制度には、一般の中小企業退職金共済制度と特定業種退職金共済制度があります。

#### 1. 一般の中小企業退職金共済制度の仕組み

一定の要件を満たした全ての業種の中小企業に雇用される常用労働者《中退共制度》を対象とする

#### ・ 制度の仕組み

事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛け金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます

#### 2. 特定業種退職金共済制度の仕組み

建設業（建設業退職金共済制度《建退共制度》）・清酒製造業（清酒製造業退職金共済制度《清退共制度》）・林業に雇用される期間労働者（林業退職金共済制度《林退共制度》）を対象とする

#### ・ 制度の仕組み

事業主が、雇用している従業員の共済手帳に働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を貼り、その従業員が業界で働くことをやめたときに各退共から退職金を支払うという「業界全体での退職金制度」です

被共済者が、ほかの退職金共済制度（中退共、建退共、清退共、林退共）の対象者になって移動したとき、掛け金を通算することができます

従業員の雇用事業者が変わっても、それぞれ期間すべてを通算して計算されます

■ 問合せ 経済振興室振興係（☎ 33-5008 役場 2階 窓口 13番）

## 乳用牛の実査検査

令和6年2月1日現在の町内乳用牛の飼養農家戸数と頭数の調査実績です。

	令和6年	令和5年	前年度比
飼養戸数	41戸	42戸	1戸減
飼養頭数	5,956頭	6,175頭	219頭減
1戸当たり飼育頭数	145.3頭	147.0頭	1.7頭減

■ 問合せ 農林商工課農政係（☎ 47-2116 役場 2階 窓口 13番）

## 個別排水処理施設（合併処理浄化槽）・農業集落排水施設（下水道） 使用料の人数算定変更手続きを

井戸水など自家水使用で水道メーターが設置されていない世帯や町水道水使用世帯のうち、営農用水など個別排水処理施設（農業集落排水施設）に流入しない水量が多い場合、届け出により世帯の使用人数で使用料を算定しています。

この人数算定をしている世帯で、転入出・転居や出生、死亡により、住民票変更の手続きで人数が変わる場合は、上下水道課にご連絡をお願いします。

また、離農で営農用水を使用しなくなった場合、水道使用量から算定するメーター算定への変更もできますので、合わせてご連絡ください。

■ 問合せ 上下水道課下水道係（☎ 47-2118 役場 1階 窓口 5番）